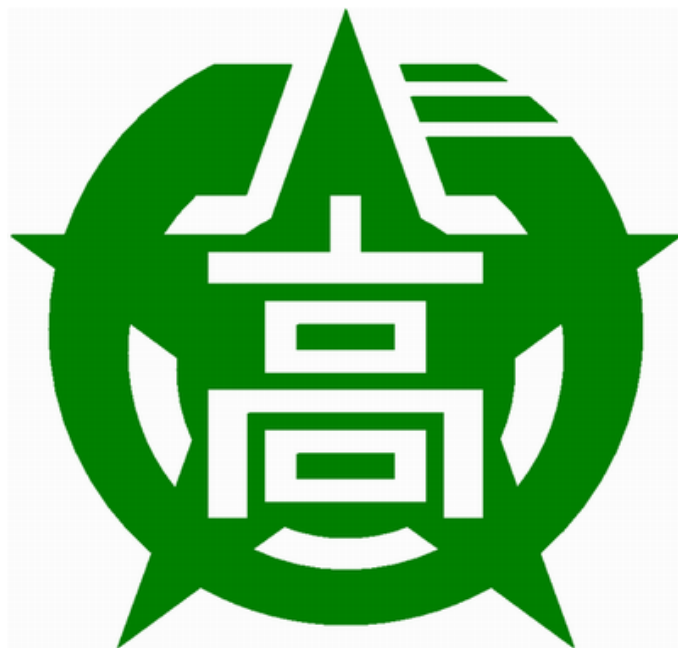


学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、インターネットや携帯電話、スマートフォンといった情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も全国的に増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自ら命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめ問題への対応は学校として重要課題という認識をもたなければならない。

そこで、生徒が安心して充実した生活を送れるよう、いじめ未然防止や迅速且つ適切な対応への備えとして、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は学校組織として適切且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」定める。



北海道美深高等養護学校

令和6年度版

I いじめとは

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が100%悪い」と認識を持つこと
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識を持つこと
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識を持つこと

3. いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの動機

いじめの動機には、次のことなどが考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- 欲求不満（いろいろな気持ちを晴らしたい）

(3) いじめの態様

いじめの態様には、次のことなどが考えられる。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

4. いじめの解消

いじめが解消している状態として、次の2つの要件を示す。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。
（相当の期間の目安としては3か月ほど）
- ・ いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ・ 苦痛を感じていないことを被害生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

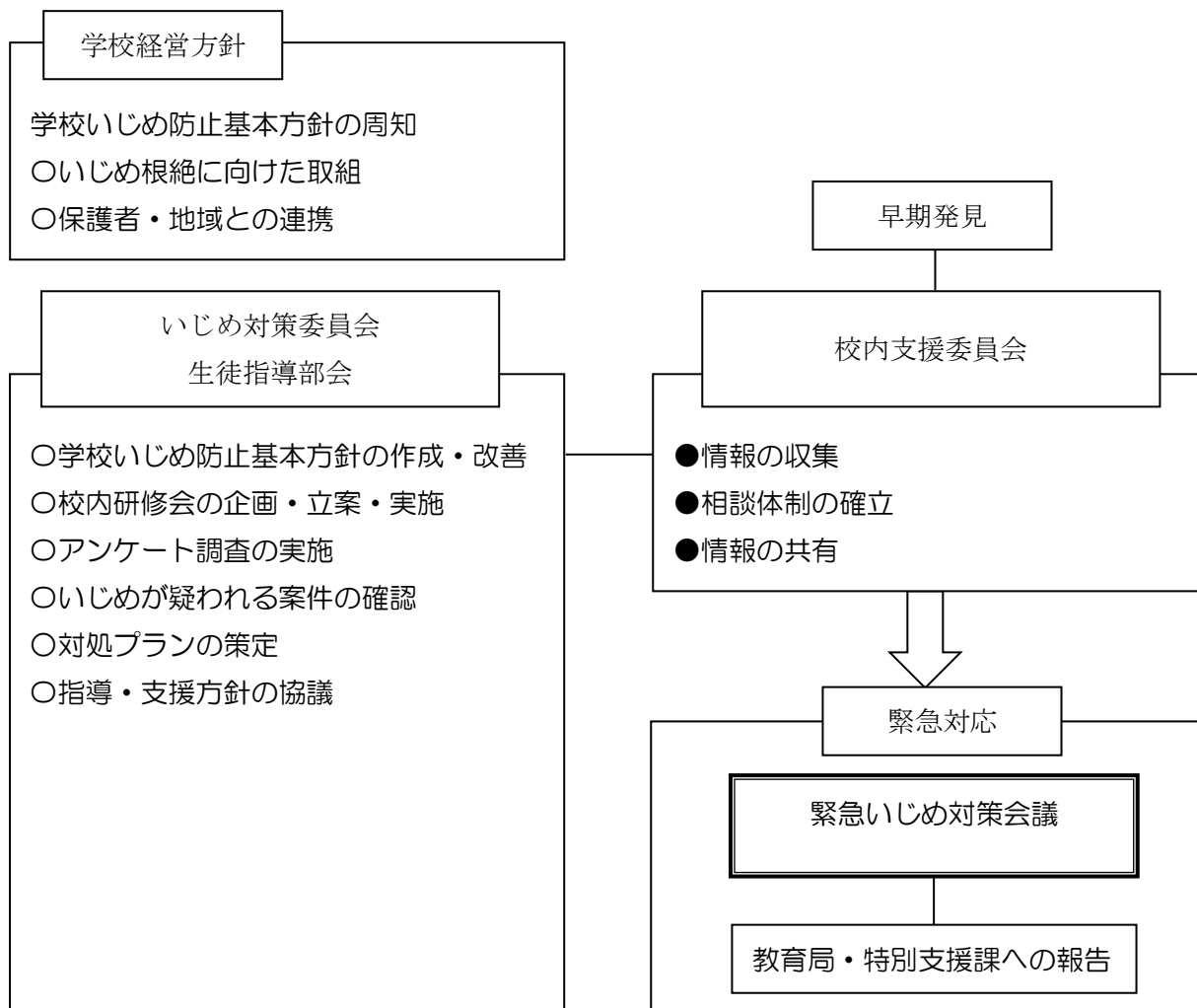
いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「いじめ対策会議」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることから、当該いじめの被害生徒及び加害生徒等を、日常的に注意深く観察する。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

1. 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2. いじめ対策委員会の役割や活動

①構 成 員 教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、寮務部長、男女棟主任、生活指導部長、養護教諭、当該学級担任、当該学年生徒指導部、当該舎室担当スクールカウンセラー等の外部専門家

②役 割 いじめに関する緊急対応

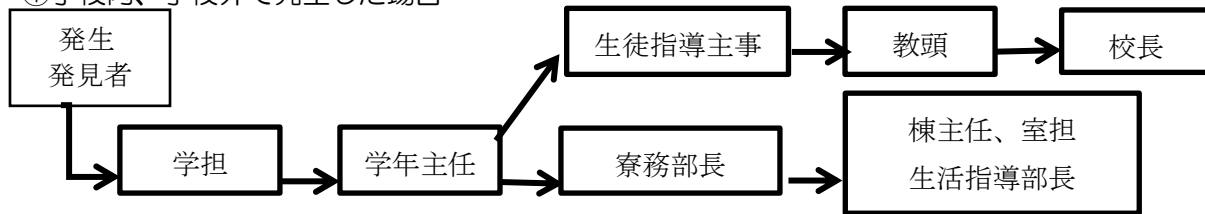
③活動内容 学校いじめ防止基本方針の作成・改善、校内研修会の企画・立案・実施
アンケート調査の実施、いじめが疑われる案件の確認、対処プランの策定
指導・支援方針の協議

*相談窓口（集約担当）は生徒指導部長が行う。

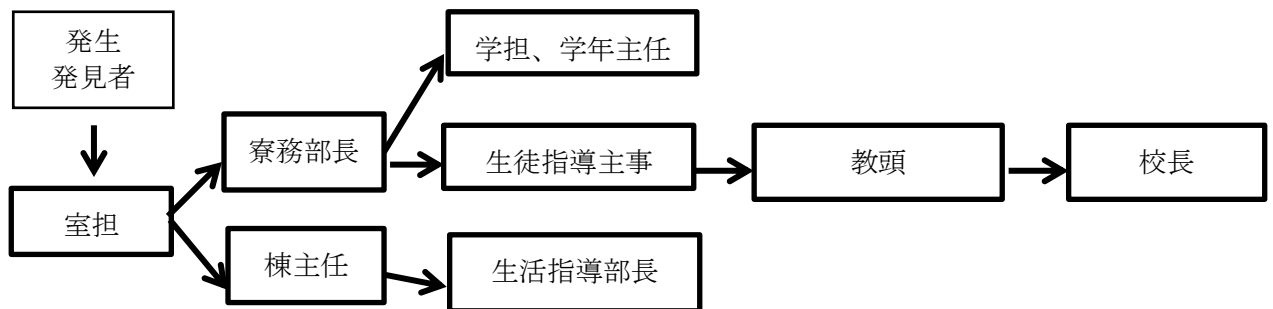
3. 組織対応の流れ（いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取組）

（１）連絡系統について（生徒指導計画に準ずる）

①学校内、学校外で発生した場合



②寄宿舎で発生した場合



（２）事実確認

生徒指導主事が事実確認の指示を与え、事実のすり合わせを行う。

事実確認	
○時間・場所	→ いつ、どこで発生したのか
○関係人物	→ 誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているのか
○内容	→ どのような行為を受けたのか
○要因・背景	→ 動機やきっかけは何か



事実の確認後、生徒指導主事がいじめ対策委員会の招集をかける。

いじめ対策会議（状況の把握、いじめの認知、指導・支援方針の決定）
【構成員】 教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、寮務部長、男女棟主任、 生活指導部長、養護教諭、当該学級担任、当該学年生徒指導部、 当該舎室担当 ＊スクールカウンセラー等の外部専門家



関係各所への対応

職員会議	保護者	教育局	関係機関
・ 情報共有	・ 状況説明 ・ 対応方針の説明	・ 報告 ・ 指導、助言	・ 協力要請

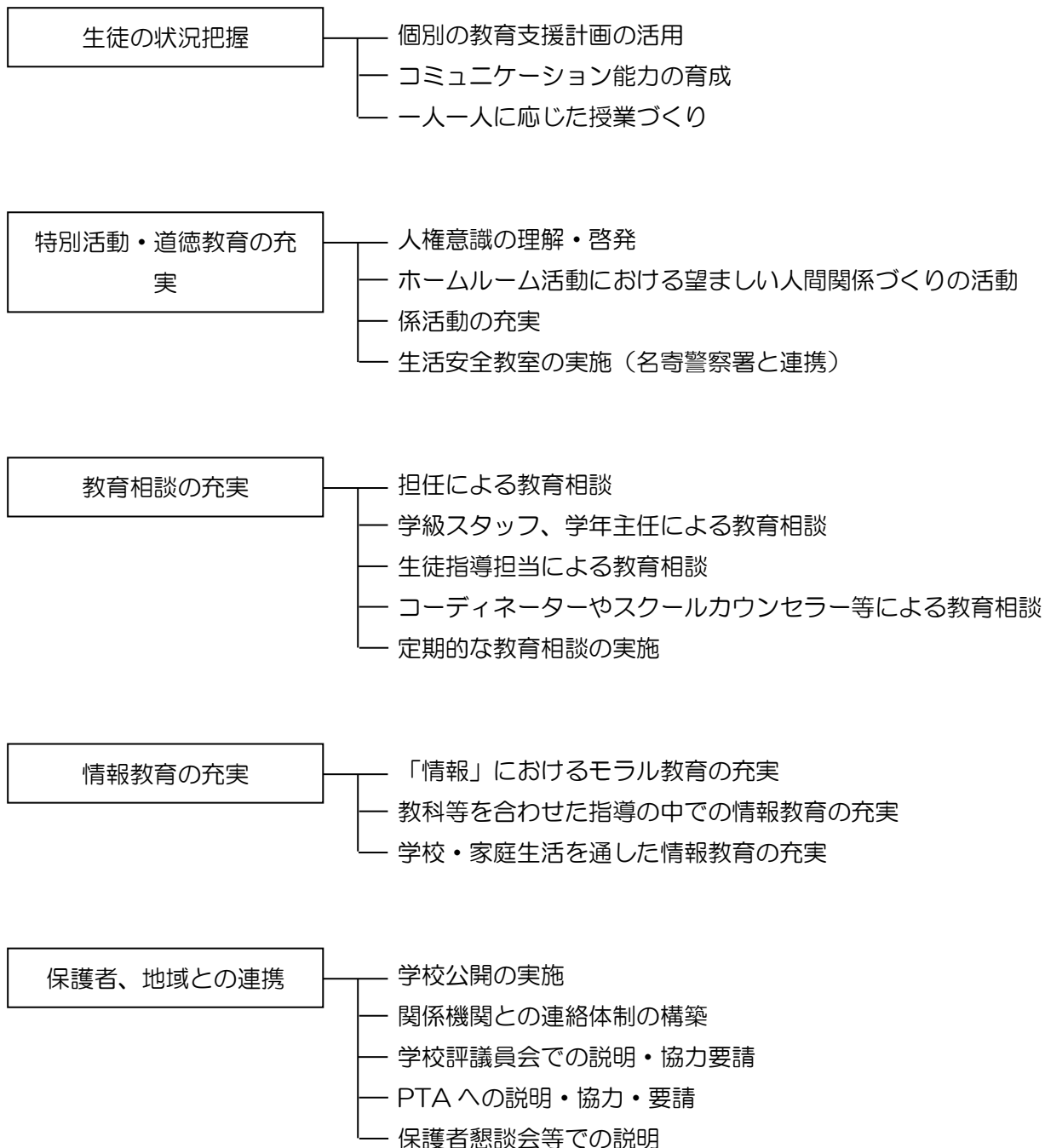


解決に向けた指導・支援計画

Ⅲ いじめの予防

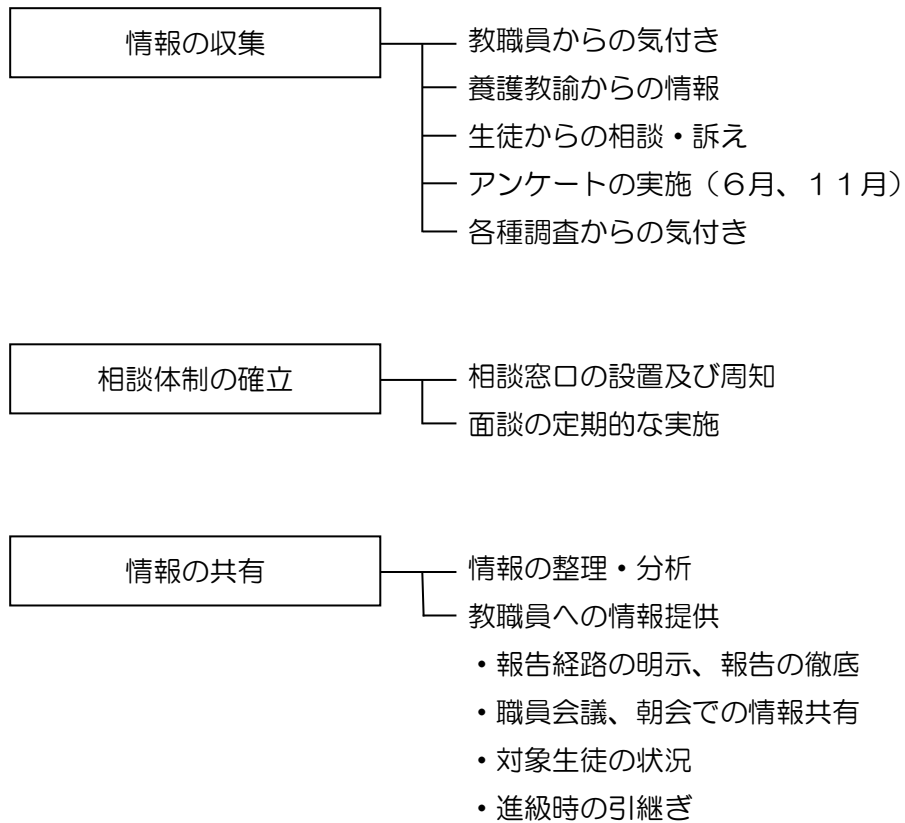
いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



Ⅳ いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。



【いじめの問題への対応チェックリスト】→いじめの早期発見に向けたチェックリスト

実 施 日（ 年 月 日）

学科・学年（ 科 ・ 年）

生 徒 名（ ） 記入者名（ ）

No.	項 目	チェック
1	遅刻・欠席・早退が増えた。	
2	すぐに保健室に行きたがる。または、保健室などで過ごす時間が増えた。	
3	用事がないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。	
4	教職員の近くにいたがる。	
5	登校時に体の不調を訴える。	
6	休み時間に一人で過ごすことが多い。	
7	交友関係が変わった。	
8	他の生徒の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。	
9	表情が暗く（さえず）、元気がない。	
10	視線をそらし、合わそうとしない。	
11	衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。	
12	持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。	
13	体に擦り傷やあざができて有的时候がある。	
14	けがをしている理由を曖昧にする。	
15	教室にいつも遅れて入ってくる。	
16	学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。	
17	発言したり、ほめられたりすると冷やかしからかいがある。	
18	グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。	
19	グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。	
20	給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。	
21	食事の量が減ったり、食べなかったりする。	
22	掃除時間に一人だけ離れて掃除している。	
23	ごみ捨てなどいつも人が嫌がる仕事をしている。	
24	一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。	
25	部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。	
26	部活動の話題を避ける。	

V いじめへの対応

1. 生徒への対応

(1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め支える。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2. 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3. 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

相談ケースでは、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

○いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。

○生徒や保護者の心情に配慮する。

○行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。

○保護者の協力が必要であることを伝える。

○何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

○双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。

○対応者を十分に検討して対応に当たる。

○教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4. 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

○関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法への助言

○関係機関との調整

(2) 警察との連携

○心身や財産に重大な被害がある場合

○犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

○家庭の養育に関する指導・助言

○家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

○精神保健に関する相談

○精神症状についての治療・指導・助言

5. ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等へ送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- 「情報」における情報モラル教育の充実
- 「道徳」における情報モラル教育の充実
- 専門的な外部講師を招いての情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

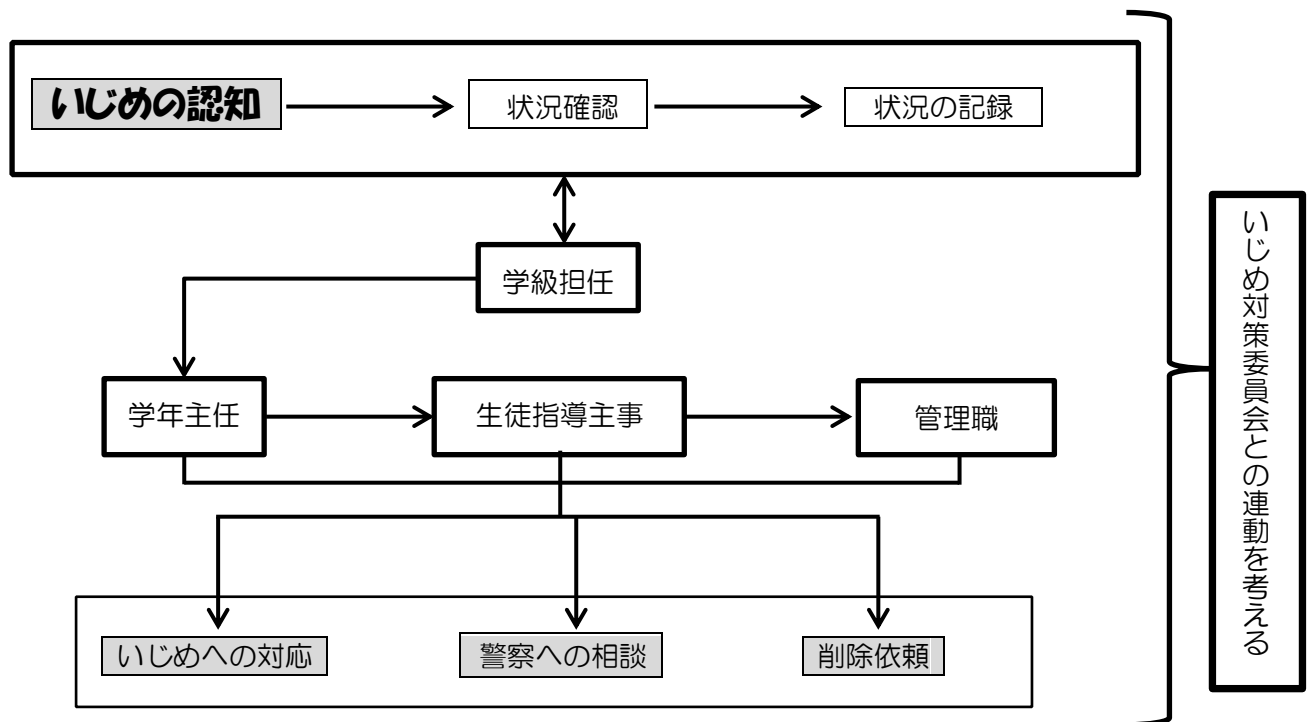
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロールからの発見

イ 不当な書き込みへの対処



Ⅵ 重大事態への対応

1. 重大事態とは

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の商品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2. 重大事態のときの報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、上川教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

いじめ対処プラン

1 いじめ防止対処プランとは

このプランはいじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を行い、確実に実行することを目的に作成する。

2 いじめ解消の条件は、以下の2点である。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的、又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(少なくとも3ヶ月)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 本事案について (いじめ対策委員会にて協議)

いじめの事案	
いじめの概要	
被害者 加害者と思われる生徒 傍観者	
いじめの認定日	令和 年 月 日 ()
プランの策定日	令和 年 月 日 ()
いじめ解消の確認日	令和 年 月 日 ()

項 目	内 容	担当者
被害生徒への支援 (家庭への連絡)		担任 室担
加害生徒への支援 (家庭への連絡)		各担任 各室担
学年としての対応		
寄宿舍としての対応		
情報共有の記録 (学年会、打ち合わせ等)		